

甲府市立小学校給食調理・配送業務委託
企画提案実施要領

令和 7 年 8 月

甲 府 市 教 育 委 員 会

1 趣旨

甲府市教育委員会（以下、「教育委員会」とする。）では、民間の豊富な技術・ノウハウや専門性、柔軟性等を活用し、より良い学校給食を実現するため、小学校給食調理業務について民間委託を実施しており、その受託業者の選定にあたっては、より優れた給食運営を行うため公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用し、民間業者からの提案内容を盛り込んだ給食調理業務が行われ、より良い給食の提供、運営が図られているところである。

こうしたことから、令和7年度に小学校全25校の契約期間が満了し、改めて業者選定を実施するにあたり、効率的・安定的に業務が行えるよう、小学校を東西南北の4ブロックに分け、ブロックごとに公募型企画提案方式（プロポーザル方式）にて、次のとおり選考を行う。

2 委託内容等

（1）委託業務内容

別添「甲府市立小学校給食調理・配送業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記述する業務及び提案に基づいた内容の業務。

（2）履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 企画提案の概要

（1）名称

ア 甲府市立小学校給食調理・配送業務委託（北ブロック：相川、千塚、羽黒、朝日・新紺屋、北新・千代田小学校）

イ 甲府市立小学校給食調理・配送業務委託（東ブロック：里垣、甲運、玉諸、伊勢・湯田、東・善誘館小学校）

ウ 甲府市立小学校給食調理・配送業務委託（西ブロック：国母、貢川、石田、舞鶴、池田・新田小学校）

エ 甲府市立小学校給食調理・配送業務委託（南ブロック：山城、大里、大国、中道北・中道南小学校）

（2）ブロックの希望順位

企画提案に参加する事業者は、前（1）の4ブロックから第1希望から第4希望までの希望順位を選択し、後述する参加表明書（様式2）に記述すること。

なお、同一の事業者と2ブロック以上の契約の締結は行わない。

※必ず第4希望まで希望順位を選択すること。

（3）詳細委託内容

別紙「甲府市立小学校給食調理・配送業務委託仕様書」による。

なお、提案記述内容に基づき提出されるものについては、提案価格に含まれるものとする。

(4) 提案上限額及び提案下限額（消費税相当額を含まない3年間の総額）

ブロック	提案上限額	提案下限額
甲府市立小学校給食調理・配送業務委託（北ブロック：相川、千塚、羽黒、朝日・新紺屋、北新・千代田小学校）	¥ 3 6 9, 4 1 8, 0 0 0	¥ 3 1 0, 3 1 1, 1 2 0
甲府市立小学校給食調理・配送業務委託（東ブロック：里垣、甲運、玉諸、伊勢・湯田、東・善誘館小学校）	¥ 4 2 2, 6 6 7, 0 0 0	¥ 3 5 5, 0 4 0, 2 8 0
甲府市立小学校給食調理・配送業務委託（西ブロック：国母、貢川、石田、舞鶴、池田・新田小学校）	¥ 3 7 9, 5 0 0, 0 0 0	¥ 3 1 8, 7 8 0, 0 0 0
甲府市立小学校給食調理・配送業務委託（南ブロック：山城、大里、大国、中道北・中道南小学校）	¥ 4 4 8, 7 2 8, 0 0 0	¥ 3 7 6, 9 3 1, 5 2 0

後述する提案価格書（様式5-1から5-4）を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならず、また、給食調理業務の質を確保するために定める提案下限額を下回ってはならない。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※上記範囲外の提案をしたものは、失格とする。

(5) 主催及び事務局

ア 主催者 甲府市教育委員会
 イ 事務局 甲府市教育委員会 教育部教育総室学事課
 担当 佐久間、田中、風間、保延
 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
 TEL 055-223-7322
 FAX 055-235-5648

(6) 導入スケジュール

導入スケジュールについては、次のとおりとする。また、導入スケジュールの詳細を明確に提示すること。

なお、教育委員会が確認する事項を記述すること。

ア 契約後、速やかに教育委員会及び各小学校と給食調理方法等を協議し、令和8年3月

末までに各小学校給食室等で4月からの給食提供に向け、調理機器・什器等の操作方法、給食調理等実地研修を行うこと。

イ 令和8年4月1日より、各小学校において給食調理・配送業務を本格実施すること。

(7) 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、次の条件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 告示の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

オ 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

カ 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。

キ 租税を完納していること。

ク 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。

ケ 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。

コ 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。

(8) 募集等のスケジュール

8月29日（金）	公募開始
9月10日（水）	企画提案実施要領等説明会
9月 1日（月）	質疑受付
～9月16日（火）	
9月29日（月）	質疑に対する回答送付日
10月 6日（月）	参加表明書受付期限
10月14日（火）	提案書提出期限
10月27日（月）	提案業者ヒアリング
～30日（木）	
11月11日（火）	優先及び次点交渉権者決定
12月下旬～1月下旬	契約締結

※日程は都合により変更することもあります。

(9) 企画提案実施要領等に関する説明会

- ア 日 時 令和7年9月10日(水)
受 付：午後3時00分～
説明会：午後3時30分～
- イ 場 所 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所7階7-2会議室

ウ 留意事項

- (ア) 企画提案実施要領等に関する説明会に参加を希望する事業者は、令和7年9月8日(月)正午までに企画提案実施要領等説明会参加申込書(様式1)により、電子メール(kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課保延宛て)、FAX又は直接持参のいずれかの方法で申込むこと。なお、電子メール、FAXで申込む場合は、件名を「甲府市立小学校給食調理・配送業務委託説明会参加申込み(自社企業名)」とすること。
- (イ) 参加人数は、1事業者につき2名までとする。
- (ウ) 説明会参加者は、説明会当日名刺を提出すること。
- (エ) 説明会では、原則として企画提案実施要領等を配布しないので、各自持参すること。
- (オ) 企画提案実施要領等に関する説明会では、質問を行って差し支えない。ただし、質問は、挙手の上、企業名及び氏名を名乗った上で行うこと。回答についてはその場で行うが、回答ができないものについては、後日、電子メールにて回答する。
- (カ) 企画提案実施要領等に関する説明会の会場は、駐車スペースが限られているため、可能な限り乗り合わせてくること。

(10) 参加資格要件確認基準日

参加表明書(様式2)の提出があった日から、本業務受託事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

(11) 提出書類

ア 参加表明に関するもの

- (ア) 提出書類 参加表明書(様式2)
会社概要等整理表(様式2-1、2-2)各1部(参加表明書と割印のこと。)
誓約書(様式3)
財務諸表の写し(直近の過去2年間分)
法人市民税の納税証明書
- (イ) 提出期限 令和7年10月6日(月)午後5時まで
(遅れた場合は参加を認めない。)
- (ウ) 提出部数 代表者印押印のもの1部
- (エ) 提出先 甲府市教育委員会 教育部教育総室学事課保健給食係
- (オ) 提出方法 上記提出先へ、土日祝日を除く平日午前9時から午後5時の間に持参すること。

イ 企画提案に関するもの

(ア) 提案書類 企画提案書及び提案価格書を提出すること。

(i) 企画提案書

- ・提出様式 様式4 (表紙)
- ・提出部数 代表者印押印のもの1部、コピー15部 計16部
なお、上記のほか企画提案内容をCD-ROMに納め1枚提出すること。

表紙に「様式4」を使い、フラットファイル(止め金具が金属製でないもの)に綴じること。

フラットファイルの表紙には「甲府市立小学校給食調理・配送業務委託 企画提案書」と「自社企業名」、背表紙には「企画提案書」と「自社企業名」を入れること。

- ・作成要領 別紙「企画提案書作成要領」に従い作成すること。

(ii) 提案価格書

- ・提出様式 様式5-1から5-4
- ・提出部数 代表者印押印のもの1部ずつ、計4部(封入封緘押印のこと)
- ・作成要領 費用の算出は、給食調理業務をするにあたっての、経費を積算し、令和8年4月以降36ヶ月の総額を記述すること(契約日から、令和8年3月末までに経費が発生するものについては、業者負担とする)。

ブロック毎に積算し、それぞれの総額を記述すること。

消費税相当額は含まないこと。

提案価格の根拠として、人件費、保健衛生費、現場経費、打合わせ経費等の項目別の積算内訳書を作成し、提案価格書と同時に提出すること(提案価格書と割印のこと)。なお、積算内訳書の様式は問わない。

- ・提出期限 令和7年10月14日(火)午後5時まで
- ・提出先 甲府市教育委員会 教育部教育総室学事課保健給食係
- ・提出方法 上記の提出先へ、土日祝日を除く平日午前9時から午後5時の間に持参すること(郵送等他の手段による提出は不可)。

(12) 企画提案関連スケジュール

ア 質問受付期間

(ア) 期 限 令和7年9月16日(火)午後5時まで

(イ) 受付方法 質問書(様式6)を利用して作成し、下記件名を付して、電子メール又はFAXにより提出すること。

(ウ) 件 名 「甲府市立小学校給食調理・配送業務委託質問(自社企業名)」

電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課保延宛て

FAX 055-235-5648

TEL 055-223-7322

- イ 質問回答日 令和7年9月29日（月）
回答は、電子メールにて全参加者に行う。なお、到着確認を必ず行うこと。
※質疑応答内容については、甲府市ホームページにおいても公開する。
- ウ 提案者ヒアリング 令和7年10月27日（月）～30日（木）
※開催日・時間・場所については別途連絡する。

4 選考について

（1）小学校給食調理業務委託に伴う業者選考審査委員会

選考にあたっては、「優先交渉権者選考審査基準」（以下、「審査基準」という。）に基づき、小学校給食調理業務委託に伴う業者選考審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、企画提案書審査及びヒアリングを行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、受託させることが適当と認められる者のうち、優れた企画提案を行った者上位4者を優先交渉権者として選考する。

また、優先交渉権者に次いで優れた企画提案を行った者1者を次点交渉権者として選考する。

（2）受託事業者の決定

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、評価の上位の者から、受託するブロック並びに仕様及び価格等教育委員会と協議のうえ、教育委員会の決定を受けることによりいずれか1つのブロックの受託事業者となる。これを繰り返し、4ブロックすべての受託事業者を決定する。

※協議が調わない場合、教育委員会はその者の次に優れた優先交渉権者または次点交渉権者と協議を行うものとする。

※受託するブロックについては参加表明書の希望順位が高いブロックを優先するが、必ずしも希望するブロックを受託できるとは限らないため留意すること。

選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、書面により発送する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

（3）契約の締結

前（2）の後、受託事業者は教育委員会と契約を締結し、甲府市立小学校給食調理・配送業務を実施する。

5 企画提案の評価

企画提案のヒアリングを実施した後、審査基準により各企画提案内容の評価を行う。
提案内容の評価のポイントについては、企画提案書評価指標を参照のこと。

6 その他

- (1) 前述の参加資格要件「キ」の租税については、法人市民税とし、納期限未到来及び延納証明があるものを除き、原則として直近の完納した甲府市の発行する法人市民税納税証明書を参加表明書とともに提出すること。なお、甲府市内に営業所等が無い場合、甲府市に納税義務が無い場合には、本店所在地の自治体が発行する証明書を提出すること。
- (2) 企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (3) 参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を使用し、不参加表明を企画提案書の提出期限内に事務局宛に直接提出すること（郵送等他の手段による提出は不可）。提出辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (4) 企画提案書に記述した担当予定者を変更する場合には、事前に教育委員会に届け出るものとする。
- (5) 企画提案書は、契約の締結の際に契約書に添付する。ただし、添付することが適切でないものについてはこの限りではない。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等において教育委員会がこの事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (7) 参加者は、1つの提案しか行うことはできないものとする。
- (8) 原則として、企画提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、教育委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (9) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (10) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - ① 実施要領等にした参加に必要な資格のない者が行った応募
 - ② 「参加表明書」に記述された者以外の者が行った応募
 - ③ 参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない応募
 - ④ 参加表明書等に虚偽の記述をした者が行った応募
 - ⑤ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ⑥ 2通以上の書類提出がなされた応募
 - ⑦ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (11) やむを得ない理由により、プロポーザルを実施することができないと教育委員会が判断したときは、中止する場合がある。その場合においては、企画提案に関わるすべての経費は教育委員会に請求できない。
- (12) 規程等は、甲府市ホームページからダウンロードすること。

甲府市ホームページ

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/index.html>

市政情報／例規・条例・公報／例規集（別サイトへリンク）

https://www1.g-reiki.net/kofu/reiki_menu.html

以 上